

各 位

公益財団法人香川県国際交流協会
専務理事兼事務局長 内田 裕幸

公 印
省 略

平成30年度財団法人香川県国際交流協会国際交流事業費等助成事業
及び外国人住民支援事業費等助成事業の実施について

当協会事業の推進につきましては、日ごろから格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別添「公益財団法人香川県国際交流協会国際交流事業費等助成金交付要綱」及び別添「公益財団法人香川県国際交流協会外国人住民支援事業費等助成金交付要綱」に基づき平成30年度助成事業を実施します。

つきましては、申請予定を把握したいので、今年度の助成を希望される団体は、申請予定の「国際交流事業等計画概要書」（別添）又は「外国人住民支援事業計画概要書」（別添）を5月9日（水）までに提出してください（FAXによる提出可）。なお、今回から、事業の収支予算書を添付していただくこととしていただきますのでご留意ください。

この「概要書」を受け付けた後、内容を審査し適当と認めた団体に対して、交付申請書の提出の通知をいたします。

国際交流事業費等助成事業及び外国人住民支援事業費等助成事業の助成対象内容・助成率等は、下記のとおりです。

なお、1事業について10万円を限度に交付しますが、職員の人件費など助成対象団体の通常運営に要する経常的経費及び他用途に転用可能な備品整備等は助成対象経費となりません。（各交付要綱第4条）また、食糧費も原則として助成対象になりません。

また、同一事業を国際交流事業費等助成事業と外国人住民支援事業費等助成事業に重複して申請はできません。

記

1. 国際交流事業費等助成事業

(1) 助成回数の制限

過去に当該助成金の交付を受けている事業は、同一又は同種の事業では原則として助成しない。

(2) 助成率

1事業について、事業費の2分の1以内の額を交付する。

2. 外国人住民支援事業費等助成事業

- (1) 対象事業
- ・外国籍児童生徒・その保護者等への日本語又は母語による学習、生活支援
 - ・外国人住民への防災支援
 - ・就学・進路など教育相談その他生活相談
 - ・外国人住民の自立と社会参加支援
 - ・その他外国人住民支援で、理事長が適当と認める事業

(2) 助成率

1事業について事業費の10分の10以内の額を交付する

3. その他

(1) 事業等の公開（国際交流事業費等助成事業と外国人住民支援事業費等助成事業共通）

行政機関の情報公開の目的に準じ、助成金の交付を受けた団体の名称、助成金の交付対象事業及び助成金の額を公開する。

- (2) 様式 <http://www.i-pal.or.jp/help/>
でダウンロードできます。

【問い合わせ先】

公益財団法人香川県国際交流協会

〒760-0017 高松市番町1-11-6 アイパル香川内

TEL 087-837-5908（月曜日休館）FAX 087-837-5903